

同時発表：農林水産省・環境省

平成29年8月23日
水管理・国土保全局下水道部**污水处理人口普及率が90%を突破しました！**
～污水处理施設の未普及地域解消に向けて～

国土交通省、農林水産省、環境省の合同で、各々が所管する下水道、農業集落排水施設等、浄化槽等による污水处理の普及状況を調査した結果、平成28年度末における全国の污水处理人口普及率は90.4%となり、平成8年の調査開始以来初めて90%を超えました。

1. 污水处理人口普及率

国土交通省、農林水産省、環境省は、各々が所管する下水道、農業集落排水施設等^{※1}、浄化槽等^{※2}の污水处理施設の普及状況を合同で調査し、人口で表した統一的な指標である污水处理人口普及率を毎年公表^{※3}しています。

平成28年度末における全国の污水处理施設の処理人口は、1億1,531万人となり、これを総人口に対する割合でみた污水处理人口普及率は90.4%（平成27年度末 89.9%）と、平成8年の調査開始以来初めて90%を超えました。一方で、未だに約1,200万人が污水处理施設を利用できない状況にあり、特に人口5万人未満の市町村の污水处理人口普及率は78.3%にとどまっています。（資料1）

※1：農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設

※2：浄化槽、コミュニティ・プラント

※3：平成22年度以降の調査結果は、東日本大震災の影響により調査不能な市町村を除いた集計データを用いています。

2. 処理施設別、都道府県別の普及状況

処理人口を各処理施設別にみると、下水道によるものが9,982万人（普及率78.3%）、農業集落排水施設等によるものが352万人（同2.8%）、浄化槽によるものが1,175万人（同9.2%）、コミュニティ・プラントによるものが22万人（同0.2%）でした。（資料1）

都道府県別の普及状況では、上位3位は東京都（99.8%）、兵庫県（98.7%）、滋賀県（98.6%）、下位3位は徳島県（58.9%）、和歌山県（62.2%）、大分県（74.9%）となっています。（資料1）

污水处理施設の整備は、地域の実情に応じた整備方法、整備スケジュール等を設定した「都道府県構想」（資料2）に基づき、各地方公共団体が効率的、効果的に実施しており、国は引き続き、污水处理施設の未普及地域早期解消に向けた支援を推進してまいります。

注）資料1, 2は国土交通省、農林水産省、環境省の合同発表資料、資料3, 4は国土交通省独自発表資料です。

（お問い合わせ先）

【下水道】

◆国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部 下水道事業課 事業マネジメント推進室

課長補佐 村岡 正季（内線34-232）、榎原 悠司（内線34-238）

代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8431 FAX 03-5253-1597

【農業集落排水施設等】

◆農林水産省 農林振興局 整備部 地域整備課 農村資源循環班 担当者：茂田、赤岸

代表 03-3502-8111（内線5615） 直通 03-6744-2209

【浄化槽等】

◆環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室 担当者：井上、多田

代表 03-3581-3351（内線7870） 直通 03-5501-3155